

鹿児島市職員の懲戒処分に関する基準表

非違行為の種類		免職	停職	減給	戒告	
1 一般 服 務	(1) 欠勤 ア 10日以内の勤務を欠いた場合 イ 11日以上20日以内の勤務を欠いた場合 ウ 21日以上勤務を欠いた場合	●	●	●	●	
	(2) 遅刻・早退				●	
	(3) 休暇の虚偽申請			●	●	
	(4) 勤務態度不良			●	●	
	(5) 職務怠慢・注意義務違反			●	●	
	(6) 職場内秩序を乱す行為 ア 暴行 イ 暴言		●	●	●	
	(7) 虚偽報告			●	●	
	(8) 違法な職員団体活動 ア 単純参加 イ あおり・そのかし	●	●	●	●	
	(9) 秘密漏えい ア 故意の秘密漏えい 自己の不正な利益を図る目的 イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい	●	●	●	●	
	(10) 個人情報保護義務違反 ア 職務の用以外の目的で個人の秘密に属する文書等を収集 イ 故意又は重過失により個人情報を流出させ、公務の運営に支障 ウ 個人情報を自己又は第三者の利益に供するため不正な目的に使用	●	●	●	●	
	(11) 政治的目的を有する文書の配布			●	●	
	(12) 兼業の許可を得る手続きのけ怠			●	●	
	(13) 入札談合等に関する行為	●	●			
	(14) セクシュアルハラスメント ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為 イ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し 執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患 ウ 意に反することを認識の上での性的な言動	●	●	●	●	
	(15) パワーハラスメント ア 相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワーハラスメントを繰り返した ウ 強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患	●	●	●	●	
2 公 金 公 用 物 取 扱 い	(1) 横領	●				
	(2) 収賄	●				
	(3) 供応	●	●			
	(4) 窃取	●				
	(5) 詐取	●				
	(6) 紛失				●	
	(7) 盗難				●	
	(8) 公用物損壊			●	●	
	(9) 失火			●	●	
	(10) 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●	
	(11) 公金公用物処理不適正			●	●	
	(12) コンピュータの不適正使用			●	●	
3 公 務 外 非 行	(1) 放火	●				
	(2) 殺人	●				
	(3) 傷害		●	●		
	(4) 暴行・けんか			●	●	
	(5) 器物損壊			●	●	
	(6) 横領 ア 横領 イ 遺失物等横領	●	●	●	●	
	(7) 窃盗・強盗 ア 窃盗 イ 強盗	●	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●			
	(9) 賭博 ア 賭博 イ 常習賭博		●	●	●	
	(10) 麻薬等の所持等	●				
	(11) 酩酊による粗野な言動等			●	●	
	(12) わいせつ行為等 ア 不同意性交等、不同意わいせつ等の行為をした場合 イ 淫行 ウ 痴漢行為、盗撮等 エ つきまとい等のストーカー行為をした場合	●	●	●	●	
	(13) 公的債権の滞納		●	●	●	
4 飲 酒 運 転 ・ 交 通 事 故 ・ 交 通 法 令 違 反	(1) 飲酒運転 ア 酒酔い・酒気帯び 人身事故 物損・自損・無損 措置義務違反あり イ 運転する者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめた者 人身事故 物損・自損・無損 ウ 酒酔い運転及び酒気帯び運転であることを知っていながら事故者の運転する車両に同乗していた者 人身事故 措置義務違反あり 物損・自損・無損 措置義務違反あり	●	●	●	●	
	(2) 飲酒運転以外での交通事故・交通法令違反 ア 無免許運転 致死又は重傷(全治1月以上) 軽傷(全治1月未満) 物損・自損 無損 イ 速度違反 致死 重傷(全治1月以上) 軽傷(全治1月未満) 物損・自損 無損(最高速度を超える速度が10km以上の場合のみ対象) ウ その他の違反 致死 重傷(全治1月以上) 軽傷(全治1月未満) 物損	●	●	●	●	
	5 責 任 者	(1) 指導監督不適正			●	●
		(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●	